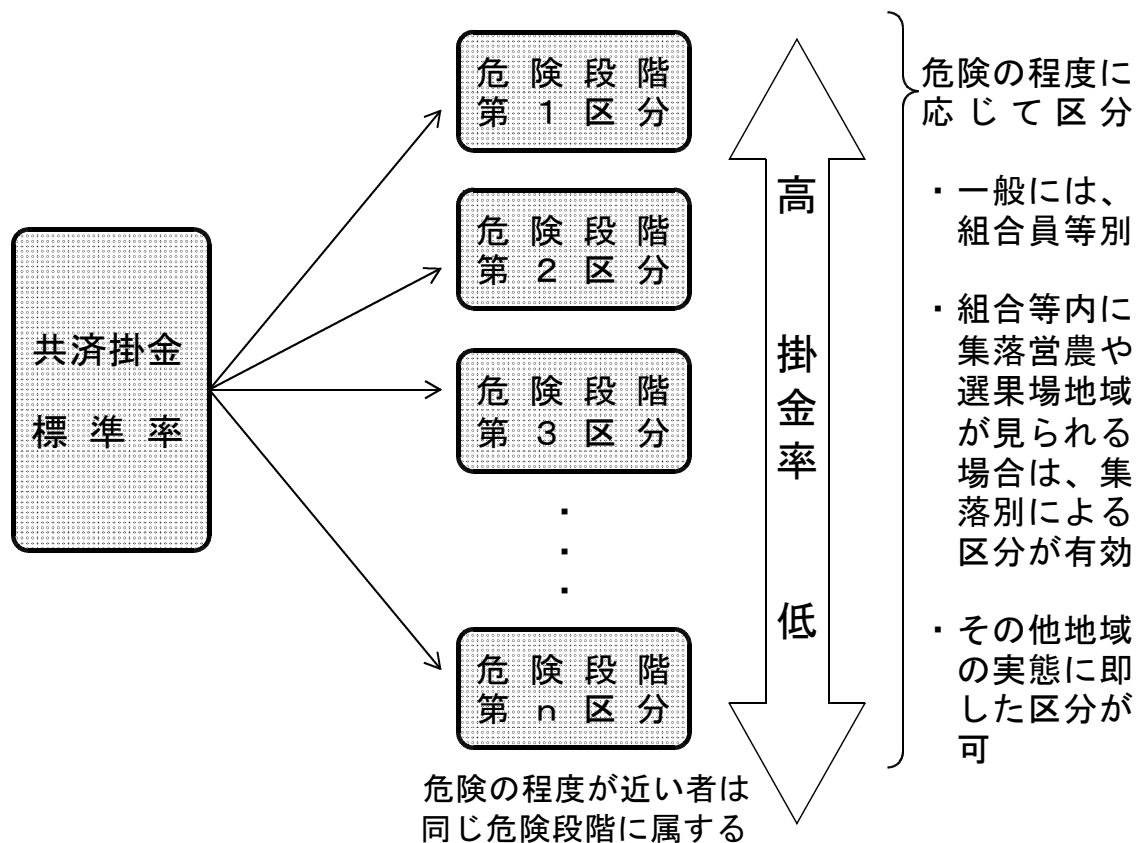


危険段階別共済掛金率

【危険段階別共済掛金率】

- 組合等は、一律の共済掛金率に代えて、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因に応じた危険段階別の共済掛金率を設定することが可能
- 危険段階別共済掛金率の設定は、組合等が独自に判断（都道府県知事の認可が必要）
- ただし、組合等の収支の健全性を担保するために、全体では、農林水産大臣が告示する共済掛金標準率に基づく掛金収入が得られるように設定



～設定条件～

共済金額を重みとした危険段階
第1区分から第n区分までの
各掛金率の加重平均値

＝ 共済掛金標準率

危険段階の設定事例

危険段階の設定数や設定した危険段階別の掛金率の上下の開きについては、事業別、組合等別に大きく異なっているが、例えば、

- ① 家畜共済(乳牛の雌等、北海道)の場合は、段階数は30～50段階程度の組合が多く、最高の掛金率と最低の掛金率の開きは2～5倍程度の場合が多い。
- ② 農作物共済(水稻、全国)の場合は、10段階以下の組合が多い一方、被害率の高い地域では20段階を超える組合も見られ、最高の掛金率と最低の掛金率の開きは1.5～5倍程度の場合が多い。

家畜共済の危険段階別の掛金率の事例(乳牛の雌等)
～ A農業共済組合の例 ～
組合員等別に設定

農作物共済の危険段階別の掛金率の事例(水稻)
～ B農業共済組合の例 ～
集落別に設定

		甲	乙	丙	合計
危	1	12.751	4.618	0.002	17.371
	2	12.575	4.618	0.002	17.195
	3	12.185	4.618	0.002	16.805
	4	12.317	3.965	0.002	16.284
	5	12.273	3.900	0.002	16.175
	6	12.141	3.965	0.002	16.108
	7	12.097	3.900	0.002	15.999
陰	8	11.751	3.965	0.002	15.718
	9	11.707	3.900	0.002	15.609
	10	10.575	4.618	0.002	15.195
段	11	10.478	4.618	0.002	15.098
	12	11.597	2.886	0.002	14.485
	13	11.421	2.886	0.002	14.309
	14	10.141	3.965	0.002	14.108
	15	10.044	3.965	0.002	14.011
	16	10.097	3.900	0.002	13.999
	17	11.031	2.886	0.002	13.919
階	18	10.000	3.900	0.002	13.902
	19	8.108	4.618	0.002	12.728
	20	9.421	2.886	0.002	12.309
区	21	9.324	2.886	0.002	12.212
	22	7.090	4.618	0.002	11.710
	23	7.674	3.965	0.002	11.641
	24	7.630	3.900	0.002	11.532
	25	6.656	3.965	0.002	10.623
	26	6.612	3.900	0.002	10.514
	27	5.663	4.618	0.002	10.283
分	28	6.954	2.886	0.002	9.842
	29	5.229	3.965	0.002	9.196
	30	5.185	3.900	0.002	9.087
	31	5.936	2.886	0.002	8.824
	32	4.509	2.886	0.002	7.397

危険段階区分	1	2.199
	2	1.899
	3	1.601
	4	1.544
	5	1.148
	6	0.866
	7	0.440